

令和3年度 対馬市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月25日(火) 午前10時00分から午前10時45分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 第1会議室

3. 出席委員

・農業委員 (13人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 太田深雪
4番 阿比留なみ恵	5番 杉原要	6番 波田裕一郎
7番 初村重政	8番 岡村高史	9番 春日亀優
10番 小宮一人司	11番 戸田耕助	12番 松村英二
14番 畑島孝吉		

4. 欠席委員 (1人)

13番 春日亀智恵子

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第4回)

議案第20号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第4回)

議案第21号 非農地通知について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更に係る意思決定について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

主 藤 公 康

農業委員会事務局局長補佐

永 留 潤 也

農林水産部農林しいたけ課課長補佐

築 城 貴 憲

中対馬振興部地域振興課主事

阿比留 直 樹

上対馬振興部地域振興課主事

小茂田 史 士

7. 会議の概要

議 長

おはようございます。

新年最初の総会を開会するにあたり、一言ご挨拶をいたします。

昨年は、コロナ禍の中、賛否両論ありましたが、東京オリンピック、パラリンピックが開催され、日本は史上最多の58個のメダルを獲得し、多くの人々に勇気と感動を与えました。

未だ新型コロナの猛威は収まらず、第6波に見舞われており、対馬でも感染者が出ている現状です。

お互い気を付けて今年も元気に良き年になりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

それでは、ただ今より、令和3年度対馬市農業委員会第7回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名です。

定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名をすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、春日亀優委員及び、戸田耕助委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり本日1日とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

今回の申請は3件です。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の1ページをお開き下さい。

議案第18号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同地区の田1筆、3,212平米を売買により所有権移転をするものであります。なお、経営面積は61,396平米でございます。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、〇〇町〇〇の田2筆、63平米を交換により所有権移転をするものであります。なお、経営面積は16,311平米でございます。

2ページをお開き下さい。

番号3は、〇〇市〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同地区の畑1筆、318平米を売買により所有権移転をするものであります。なお、経営面積は8,833平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について地元委員の補足説明を求めます。

(9番春日亀優委員挙手) 9番

9番春日亀優委員

議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号1の補足説明をします。

1月21日、上対馬振興部の小茂田さんと譲受人の〇〇さん、そして推進委員の小宮貞司さんと4人で現場を確認しました。

譲受人、〇〇さん、〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地、譲渡人は〇〇さん、〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地、物件は〇〇町〇〇字〇〇〇〇番地、田1筆、3,212平米、売買による所有権の移転です。

譲渡人の〇〇さんは1人生活で体調が悪く、仕事をする事が出来ません。

農地は、〇〇が借りて、作付けをしています。

譲受人の〇〇さんは、家族で8町の米作りをしています。また、〇〇では若手の中心人物であり、米作りを一生懸命頑張っています。申し分ない人材だと思います。

皆様のご審議の程、よろしく願いします。

議 長

次に、番号2について補足説明を求めます。

(2番桐谷善明委員挙手) 2番

2番桐谷善明委員

18号の2についてご説明をいたします。

去る、1月19日午前9時に申請者の〇〇さんと農林しいたけ課の園田さん、そして私で現地確認をいたしました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇さんから譲受人の〇〇さんへ交換により所有権を移転するものです。

交換する農地は相続の関係により、来月以降に申請がある予定です。

申請地は、譲受人の〇〇氏が水稻を作付けいたしております。

譲受人の〇〇さんは、水稻とそばを1町7反ほど栽培している農家であり、今後、農地の保全、管理は適切に管理されると思われまますので、今回の申請は問題が無いと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

議 長

次に、番号3について補足説明を求めます。

(8番岡村高史委員挙手) 8番

8番岡村高史委員

議案第18号の3についてご説明します。

1月19日に申請者の〇〇さんの奥さんと農林しいたけ課の園田さんと私とで現地確認をいたしました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買で所有権を移転するものです。

申請地は、〇〇から西に約100mの位置にある農地で、現在は譲受人の〇〇氏が野菜を作付けしております。

譲受人の〇〇さんは、水稻と野菜を約9反ほど栽培している農家であり、今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は何ら問題ないと判断いたします。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は有りませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

番号1について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号2について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号3について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号3は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第19号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第4回)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の3ページをお開き下さい。

議案第19号、「令和3年度農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第

4回)」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は13件で、内訳は、貸し手13人、借り手1人でございます。

農地の内訳は、田が23筆、面積25,020平米、畑が18筆、面積19,854平米、合計筆数41筆、合計面積44,874平米でございます。

4ページから5ページに計画案件を一覧表にまとめておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。

(農林しいたけ課課長補佐挙手) 築城課長補佐

農林しいたけ課課長補佐

私の方から説明をさせていただきます。プロジェクターの方をご覧いただきたいと思います。

議案3ページをお開き下さい。合計面積は41筆の44,874平米でございます。

4ページをお開き下さい。番号が左端に振っております。

番号1が〇〇地区、出し手1戸になります。

番号2、3、4の3つが〇〇地区の出し手3戸です。

番号5、〇〇地区、出し手1戸です。番号6、〇〇地区、出し手1戸です。

番号7、〇〇地区、出し手1戸です。番号8、〇〇地区、出し手1戸です。

番号9から11が〇〇地区、出し手3戸となります。番号12、13が〇〇地区、出し手2戸となります。プロジェクターの方には各地区の出し手と筆数と面積の内訳を示しております。

合計が8地区、13戸、41筆、44,874平米でございます。

以上を長崎県農業振興公社に集積するものです。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第19号について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第20号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第4回)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の6ページをお開き下さい。

議案第20号、「令和3年度農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第4回)」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。

権利の設定を受ける者は13人でございます。農地の内訳は、田が23筆、面積25,020平米、畑が18筆、面積19,854平米で、合計筆数41筆、合計面積44,874平米でございます。

7ページから13ページに、利用権設定を受ける対象者ごとに整理しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。

(農林しいたけ課課長補佐挙手) 築城課長補佐

農林しいたけ課課長補佐

私から詳細を説明させていただきます。プロジェクターの方をご覧くださいと思います。

今回、令和3年度第4回の農用地利用配分計画案を提出させていただいております。

合計8地区、受け手は15戸、括弧書きで13戸と書いております。

15戸というのは2地区に人がまたがっているもので15戸と記載させていただいております。

先程、説明があったように権利を受ける人は13人で変わりはありません。

筆数は利用集積計画と同じで41筆、面積44,874平米でございます。

ここから、各地区の図面に落としておりますので、着色がされている部分が、今回、その地区で配分がなされた筆となっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

議案7ページをご覧ください。

まず、整理番号1番、こちらが〇〇地区になります。受け手は〇〇氏です。出し手は1戸、3筆、面積5,678平米でございます。

続きまして、整理番号2、3、4の3戸が〇〇地区になります。出し手は3戸、8筆、6,323平米、受け手は、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏以上3名でございます。

続きまして、整理番号5番、〇〇地区になります。出し手1戸、1筆、412平米、受け手は〇〇です。

次の図面になります。整理番号6番、〇〇地区、整理番号6番の一部です。一番上段にあります1筆が〇〇地区になります。受け手は〇〇氏です。出し手1戸、1筆、7,101平米でございます。

この図面は、〇〇地区の図面となります。整理番号は同じく6番です。出し手は1戸、7筆、4,767平米でございます。

整理番号7番、〇〇地区になります。出し手1戸、1筆、2,843平米です。受け手は〇〇氏です。

続きまして、整理番号8番、整理番号9番の一部、一番上段です。整理番号10番、整理番号11、12以上が〇〇地区の図面になります。出し手は3戸、13筆、9,223平米、受け手は番号8が〇〇氏、番号9が〇〇、10が〇〇氏、11が〇〇氏、12が〇〇氏の5名となっております。

次に、こちらは〇〇地区の図面となっております。整理番号9番、〇〇の中の〇〇地区を抜いた合計になります。9番の一部、それと、13ページの番号13、こちらが〇〇地区の受け手となっております。受け手は〇〇と、〇〇氏となります。出し手の方は2戸、7筆、8,527平米でございます。プロジェクターの方は同じく〇〇地区の図面となっております。

詳細の説明は以上になります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(6番波田裕一郎委員挙手) 6番

6番波田裕一郎委員

9ページの整理番号6番の〇〇町〇〇の分ですが、ここは、私が他の事業拡大に伴い、蕎麦から撤退したために、作付けを見合わせた農地です。

農業委員として、放棄地にするわけにはいかないと悩んでいた場所でしたが、農地中間管理事業を通して、作付けがなされることに心から良かったなと思っております。ありがとうございました。

そういった経緯なのにご質問するのも恐縮ではございますが、9ページの整理番号6番の〇〇地区は、〇〇を植えると思いますが、おそらく〇〇じゃないですか？

議 長

(農林しいたけ課課長補佐挙手) 築城課長補佐

農林しいたけ課課長補佐

〇〇を植えると同っております。

議 長

(6 番波田裕一郎委員挙手)

6 番波田裕一郎委員

ありがとうございます。

これは〇〇や〇〇でも紹介されましたが、〇〇地区の〇〇さんという方が、〇〇や、〇〇を作っておられて、〇〇を立ち上げられたと聞いています。

受け手の〇〇氏は、その、〇〇の〇〇か〇〇になっておられると聞いておりましたので、おそらく〇〇ではないかと思いました。

〇〇さんは〇〇の〇〇と契約されていて、そちらの〇〇へ〇〇を卸されています。

〇〇では、その〇〇を使って〇〇を作っていて、〇〇を使わない〇〇の〇〇だけで作られた〇〇は、相当な売れ行きで、〇〇じゅうの〇〇をかき集めても足りないくらいとおっしゃっていました。

〇〇の生産量が増えれば、対馬に新たな作目が増える可能性が出てきますので、良いことだと思います。私は、こういった〇〇さんの努力はすごいと思います。

そこでご質問ですが、一般の人からも買い受けることが出来るのか、そして、10キロあたりいくらなのか、あと、対馬では畑の隅とか家の裏に〇〇を植えている人がおられますが、収穫していない〇〇が結構あると思います。それを集めれば、相当な〇〇の量になると思いますが、〇〇を新たな作目にするための起爆剤として、そういった周知をされているのであれば、御存じの範囲で結構ですので、教えて下さい。

議 長

(農林しいたけ課課長補佐挙手) 築城課長補佐

農林しいたけ課課長補佐

私を知りうる範囲の回答しかできませんけども、組合員の方からだけしか買うというわけではございません。

実際に今現在、自宅に植えてある〇〇とかも、かき集めて買うことは可能だと言う事は伺っております。

それでも、先程、波田委員がおっしゃいましたように、対馬の〇〇は全然足りていないと言う事で聞いております。

〇〇さんから聞いた話ですので、私の回答が正しいかどうか分かりませんが、以前伺った時には、〇〇さんが〇〇そのものを実の状態で農家の方から買います。そして、〇〇さんが〇〇農園の機械を〇〇、〇〇を〇〇る機械を高額で購入しております。こちらで〇〇の〇〇を〇〇りまして、その〇〇を〇〇さんに渡すということで、伺っております。

農家の方は〇〇だけを作っていただく、それを買い求めるというような感じで伺っておりますので、昔から庭で〇〇を植えて今なっているかと思えますけども、そちらの方も収穫さえしていただければ、キロ確か150円じゃなかったかなと思いますけども、その金額で形はどうあれ、買って、〇〇さんが加工はなされるというような感じで伺っております。

販売の単価について私がどうこう言うわけではないですけども、そこは農家と〇〇さんとの間の話になるかとは思いますが、〇〇の組合員じゃない方から

でも、〇〇が家にはありますという情報があれば、私の方に教えていただければ、私の方から〇〇さんの方にお繋ぎすることも可能ですので、委員さんたちも、そういう方がいらっしゃれば教えていただければと思います。

以上でございます。

議 長

(6番波田裕一郎委員挙手)

6番波田裕一郎委員

ありがとうございました。キロ150円、10キロなんてすぐですからね、〇〇というのは、1,500円、結構な値段だと思います。

対馬と言えば〇〇という様な、新たな作目が追加され、この事業が拡大していくことは対馬の為になると思います。

この事業の拡大を心から願っております。ありがとうございました。

議 長

他にありませんか。

質問も無いようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第20号について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第21号「非農地通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の14ページをお開き下さい。

議案第21号、「非農地通知について」でございます。

農地利用状況調査(荒廃農地調査)等の調査結果に基づき、農地として再生することが困難と思われる農地を非農地として判断し、適正な農地管理を実施するために提案するものであります。

1. 非農地通知を発出すると判断される農地は、資料1に対象農地の一覧表を、資料2に対象農地の位置を掲載しております。

2. 対象となる筆数は4,983筆。

3. 対象となる面積は3,128,817平米となっております。

非農地の判断根拠といたしましては、農地利用状況調査の他に、課税台帳の現況地目と航空写真を基に判断しております。

資料1、資料2についてご説明いたします。

資料1の非農地通知対象農地一覧をお開き下さい。

最初のページに、地区ごとに集計した一覧表を記載しております。

今回は、45地区が対象となっております。

今年度も、平成27年度に非農地通知予定地区として、長期計画を立てており

ました地区を中心に、非農地通知を発出したいと思っております。

次のページを開いてください。1筆ごとの一覧表でございます。

1番上の、「項目の欄」をご覧ください。左から土地番号、農家番号、所在地、登記地目、登記面積、現況地目、所有者名、荒廃農地調査分類、判断根拠と記載しております。全部で、68ページまであります。以上で資料1の説明を終わります。

次に、資料2の非農地通知対象農地位置図を開いてください。

地区名を左上に表示しています。黄色い箇所が非農地通知対象農地です。

1ページの豊玉町仁位地区から、49ページの上対馬町比田勝地区まで綴っております。

対馬市には、このような土地が1万筆弱あると思われませんが、一括での処理が困難なため、年次計画にそって、今後も取り組んでいきたいと考えております。

内容に関する質問に関しましては、局長補佐に回答をお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

(事務局長補佐挙手) 事務局長補佐

事務局長補佐

質疑が無いようですので私の方から1つ補足しときます。

今回、巖原町と豊玉町を中心にさせていただきました。巖原町の久和地区と、豊玉町の貝口地区については、現在、地籍調査が入っておりますので、それとの行き違いが生じる可能性が有りますので、今回は外しております。再来年以降になるかと思っておりますので、ご了承願います。

議 長

その件については、質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第21号について、原案のとおり通知することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は、原案のとおり通知することに決定いたしました。

次に、議案第22号「農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更に係る意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の15ページをお開き下さい。

議案第22号、「農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更に係る意見決定について」でございます。

提案理由といたしましては、「農業経営基盤強化促進基本構想」は、農業経営基盤強化法に基づき都道府県が策定する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市町村が独自に定めるもので、長崎県の基本方針の変更に伴い市の基本構想を変更する必要があるため、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により対馬市長から意見を求められているため、提案するものであります。

資料といたしまして、対馬市長からの依頼文書及び、対馬市の基本構想の新旧対照表を添付しております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。

(農林しいたけ課課長補佐挙手) 築城課長補佐

農林しいたけ課課長補佐

議案第22号についてご説明します。

別添資料をご覧ください。

現行と今年改正する基本構想の新旧対照表になります。

今回の変更は、長崎県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が本年度に変更されたことに伴い変更するものです。

前回、平成26年度に策定しました現行の基本構想と今年改正する基本構想での大きな変更点は、各数値を現在の数値に変更したことと、事業名の変更等が主な変更点です。

基本構想を変更するにあたっては、県の基本方針に沿って、対馬振興局農業振興普及課の担当と協議のうえ、対馬の農業振興にあった構想となるよう変更しております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第22号について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5、「その他」の事項ですが、何かありませんか。

無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

最後に、本年が皆様方にとりまして、健康で実りの多い一年になりますことを祈念いたしまして、対馬市農業委員会第7回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。